事例No.	527
公表年度	H29
団体の属性	中核市
団体名	愛知県豊田市

事例区分	公営企業

タグ	・と畜場事業 ・組織改革 ・公共施設活用

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

豊田市食肉センターの民営化について

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（平成30年１月号）



豊田市食肉センターの民営化について

豊田市産業部農政課

1. はじめに

当施設は、市内の畜産振興と市域への食肉の安定供給を目的として設置した「と畜場法」に基づく「と畜場」です。昭和 42 年に市内中心部の栄町から秋葉町の現敷地に移転、開業し、昭和 45 年には名称を「豊田市食肉センター」に変更しました。また、施設の運営については、市の一般会計からの繰入金を主な財源とした特別会計（「食肉センター特別会計」）により運営してきました。

昭和 49 年に豊田食肉地方卸売市場を併設、平成 10 年には豊田市が中核市に移行したことにより食肉検査業務が県から市へ移管されるなどの環境の変化の中、建物の新・増改築等を行い、395 頭／日の処理能力を有しています。

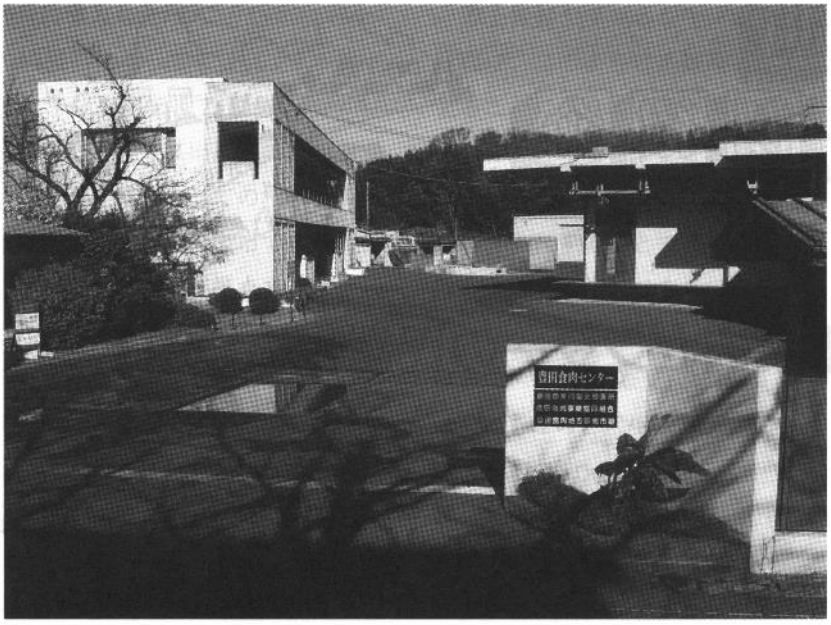
2. 背景

民営化の検討が始まった経緯としては、当時、市内の畜産農家が減少したこと、豊田市食肉センターから豊田市域への食肉流通も全体の 3 分の 1 程度となっていたことから、一般会計からの繰入金による運営では、公共事業として継続する当初の目的・意義が低下しているという課題が顕在化してきていました。

そこで、平成 21 年 6 月から豊田市、豊田食肉事業協同組合、JA あいち経済連等で構成する「食肉センター運営委員会」において、将来の方向性の検討を行いました。その結果、関係団体から強い存続の要望もあり、独立採算による運営を基本として、民営化を目指すこととしました。

民営化の移管先については、と畜事業を安定的、適切に実施できる団体として、豊田食肉事業協同組合とすることとしました。

豊田食肉事業協同組合は、市内の精肉業者 7 社が出資する中小企業等協同組合法に基づく法人格のある団体です。昭和 43 年 1 月に設立され、設立時より豊田市食肉センターでと畜解体作業を実施していました。



3. 民間への移行

民営化にあたっては、「食肉センター運営委員会」において、民営化実現の可能性を確実なものとして進めることができるよう、市直営から直ちに完全民営に移行するのではなく、準備段階、試行段階、完全民営化へと段階的に民営化を進めるとの方針が出され、この考え方に基づき民営化を進めてきました。

第1段階についてですが、平成21年度から平成23年度を準備期間とし、組合は経営能力と体制の強化を図り、市は民営化後、民間事業者による安定した経営が可能となるよう豊田市食肉センターの運営方法等の見直しを行いました。市が行った見直しは、二点ありました。ひとつは、センター及び冷蔵庫の使用料の改定です。改定内容は下表のとおりです。使用料の改定は、平成21年9月市議会定例会において「豊田市食肉センター条例」を改正し、平成22年4月1日から適用しました。

二つめは、収益性が低い牛のと畜を廃止し、収益性と生産性が高く安定したと畜需要が見込める豚専用のと畜場へと転換をすることとしました。これにより、将来の設備投資やランニングコストを縮減し、経営改善を図ることを目指すものです。牛のと畜廃止についても、平成21年9月に条例を改正し、平成23年4月から適用しました。さらに、牛のと畜廃止とともに当時10年近く実績のなかった山羊、めん羊についてもと畜を廃止しました。また、豚専用と畜場への転換に合わせて、衛生的で生産効率の高い施設への改修を行いました。

第2段階は、平成24年度から平成26年度を試行期間とし、指定管理者制度を導入し、豊田食肉事業協同組合を指定管理者として豊田市食肉センターを運営しました。また、指定管理者としての運営期間中に、経営面や衛生面、周辺環境面についての評価、経営能力と収支状況の確認など、豊田食肉事業協同組合が豊田市食肉センターの運営を適切にできるかの確認を行いました。

使用料の改正と対象獣畜の変更

食肉センター使用料

獣畜名		数量	使用料（円）		
			平成22年 3月31日まで	平成22年 4月1日以後	平成23年 4月1日以後
牛		1頭	2,700	3,150	廃止
子牛		1頭	900	1,600	廃止
豚	豚大貫	1頭	900	1,600	1,600
	豚大貫以外	1頭	900	1,050	1,050
山羊		1頭	450	廃止	－
めん羊		1頭	450	廃止	－

冷蔵庫使用料

獣畜名	数量	使用料（円）		
		平成22年 3月31日まで	平成22年 4月1日以後	平成23年 4月1日以後
牛	0.5頭	150	150	廃止
子牛	1頭	150	150	廃止
豚	1頭	150	150	150
山羊	1頭	150	廃止	－
めん羊	1頭	150	廃止	－

第2段階を経て、平成27年4月に豊田市食肉センターを完全民営化しました。民営化にあたっては、平成26年12月議会において、「豊田市食肉センター条例」を廃止しました。また、施設名称を「豊田市食肉センター」から「豊田食肉センター」に変更しました。

4. 民営化後の市の支援

民営化後においても、豊田食肉センターは、食の安全面、地域の利用者の利便性確保等の観点から、一定の公益性を有するものと考えています。したがって、豊田食肉事業協同組合による豊田食肉センターの運営に対し、市から一定の支援をすることとしています。具体的な支援策は、以下のとおりです。

① 土地、建物・設備の無償貸与、譲渡

民営化にあたって、経営の基盤となる土地、建物・設備について、土地は市から豊田食肉事業協同組合に無償貸与しています。土地の無償貸与においては、契約書に転貸の禁止や組合が契約に違反したときなどには市により契約を解除することができるなどを規定しています。

建物・設備については、5年間無償貸与し、その後、適正な運営ができているか見極めたうえで、無償譲渡することとしています。無償貸与期間中は、土地と同様に転貸の禁止、違反時の市による契約解除などを契約書に規定しています。また、建物・設備の修繕については、豊田食肉事業協同組合が負担することとしています。

② 大規模修繕に対する支援

豊田食肉センターは昭和42年開業であり、建物の老朽化が進んでおり大規模な修繕が必要となります。また、設備についても一定期間で修繕・更新が必要となります。100万円以上の建物・設備の修繕・更新に係る費用の2分の1を市が補助することとしています。

豊田食肉センター利用実績

年度	豚処理頭数			許可頭数	開場日数（日）	1日当たり	利用率（%）
	並貫	大貫	合計				
H23	75,305	1,791	77,096	82,730	243	317	93.2
H24	77,265	1,928	79,193	87,470	245	323	90.5
H25	77,244	1,626	78,870	87,480	243	325	90.2
H26	76,140	1,798	77,938	87,840	244	319	88.7
H27	80,339	2,145	82,484	89,840	243	339	91.8
H28	84,064	1,871	85,935	90,260	243	354	95.2

豊田食肉センター施設利用料等料金表

区分	豚 並貫	豚 大貫	備考
施設利用料	1,140	1,885	食肉組合
冷蔵庫利用料	154	同左	食肉組合
廃棄物処理料	—（60）	—（240）	施設利用料に含む
解体手数料	843	1,350	食肉組合
検査手数料	400	同左	豊田市（非課税）
格付手数料	108	同左	格付協会
洗車コイン1枚	100		食肉組合
生産者負担計	2,645	3,897	（洗車除く）
内臓処理料	615	—	食肉組合
購入者負担計	615	—	

③　汚泥処理費用に対する支援

周辺住民の住環境への配慮のため、環境対策として、豊田食肉センターの汚水処理施設から出る汚泥の処理費用について、市が負担することとしています。

5. 今後について

今後についても、継続して豊田食肉事業協同組合による豊田食肉センターの運営を支援し、地域の畜産振興と安全・安心な食肉の安定供給に努めていきたいと考えています。

豊田食肉センター概要

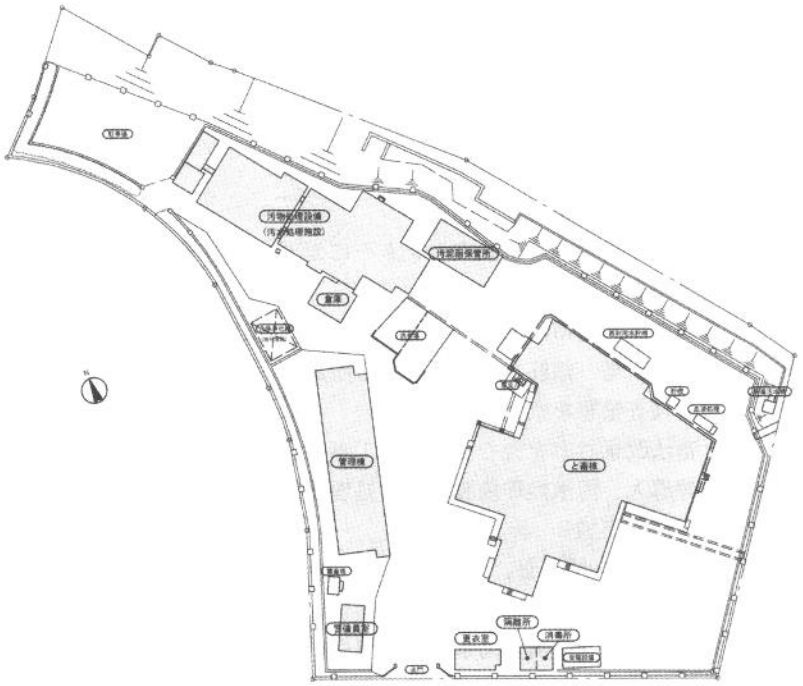
開設者　　当初：豊田市（S48.1.25 許可）
　　現在：豊田食肉事業協同組合（H27.4.1 許可）
所在地　　愛知県豊田市秋葉町 6 丁目 50 番地
沿革
　昭和 42 年　市内栄町から現在地に移転
　昭和 45 年　名称を市場性のある食肉センターに変更（豊田市食肉センター）
　昭和 47 年　増改築により処理能力 300 頭／日
　昭和 49 年　豊田食肉卸売市場開設（愛知経済連）、社団法人日本格付協会豊田支部発足
　昭和 54 年　管理棟新築　鉄筋コンクリート 2 階建
　平成 10 年　食肉検査業務を県から市へ移管
　平成 10～　と畜法改正対応を含む全面改修工事、自動背割機、自動皮剥機、と体洗浄
　　11 年　機等導入、汚水処理施設改修、処理能力 330 頭／日
　平成 15 年　耐震工事実施
　平成 20 年　処理能力 340 頭／日、豚腹乗コンベア・自動背割機オーバーホール
　平成 23 年　牛と畜廃止、豚専用と畜場改修工事
　平成 24 年　指定管理者（豊田食肉事業協同組合）制度導入、処理能力 360 頭／日
　平成 25 年　悪臭対策実施（汚水処理施設に密閉蓋新設、脱水汚泥産廃搬出等）
　平成 27 年　民営化（豊田食肉事業協同組合）、土地・建物等使用貸借（豊田食肉センター）、汚水処理設備・汚泥脱水機更新、処理能力 395 頭／日
　平成 28 年　大腸小腸切開洗浄機更新、食肉処理業許可施設開設

施設（H27.6.1 現在）

敷地面積		10,153.92 ㎡
建物面積	と畜棟	1,399.2 ㎡
	管理棟	654.5 ㎡
	その他の建物	248.7 ㎡
	汚物処理設備	658.3 ㎡
処理能力	豚	395 頭／日（制限頭数）通常処理 380 頭／日
汚水処理能力（活性汚泥方式）		395 トン／日

豊田食肉事業協同組合（沿革）
　昭和 43 年　組合設立（S43.1.17、出資金 570,000 円）
　　食肉センターのと畜解体作業開始
　平成 24 年　指定管理者（利用料金制）として食肉センター管理運営開始
　平成 27 年　食肉センター開設者として管理運営開始

〔敷地概要〕



【主要施設】

施設名称	面　積
と　畜　棟	1,399.2 ㎡
管理棟(１階)	340.2 ㎡
汚泥函保管所	100.0 ㎡
警 備 員 室	41.5 ㎡
更　衣　室	35.0 ㎡
隔　離　所	16.1 ㎡
消　毒　所	16.1 ㎡
倉　　庫	40.0 ㎡
合　計	1,988.1 ㎡

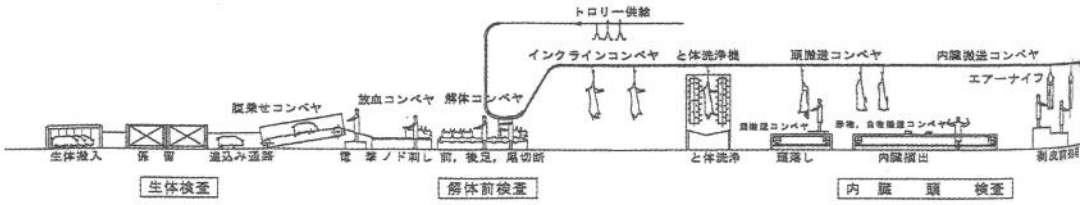
【管理棟】

階　名	面　積
1　階	340.2 ㎡
2　階	314.3 ㎡
合　計	654.5 ㎡

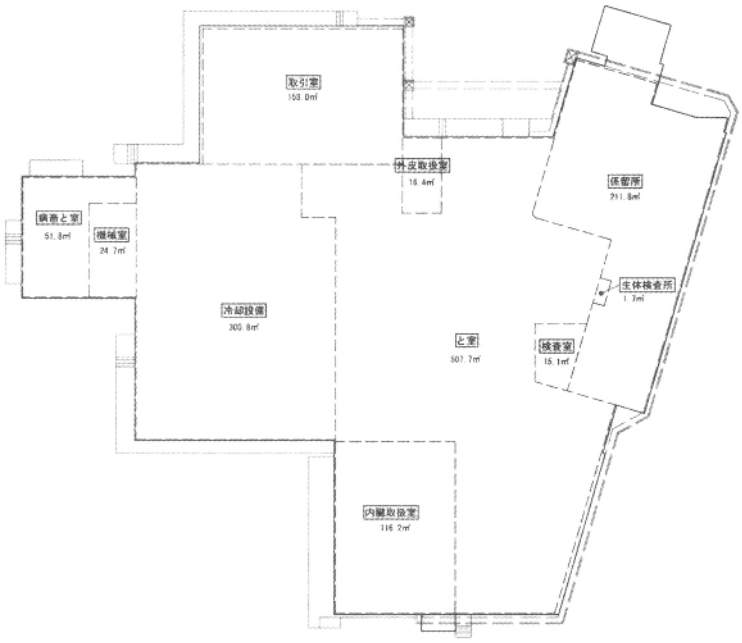
【汚水処理等】

施設名称	面　積
汚物処理設備	658.3 ㎡
受 電 設 備	12.2 ㎡
合　計	670.5 ㎡

豊田食肉センター処理工程
豚処理工程



〔と畜棟概要〕



部屋名称	面　積
係留所	211.8 ㎡
生体検査所	1.7 ㎡
処理室	648.5 ㎡
と　室	464.1 ㎡
病畜と室	51.8 ㎡
内臓取扱室	116.2 ㎡
外皮取扱室	16.4 ㎡
冷却設備	300.8 ㎡
検査室	15.1 ㎡
取引室	153.0 ㎡
機械室	24.7 ㎡
食肉処理業許可施設	43.6 ㎡
合　計	1,399.2 ㎡

